

第38回がん検診のあり方に関する検討会	資料 1
令和5年6月2日	

第4期がん対策推進基本計画を踏まえた 今後の検討事項について

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第4期がん対策推進基本計画を踏まえて

検討の背景

- 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理（令和元年度版）」（以下「中間整理」という。）に基づき、課題への対応について本検討会で検討を進めてきた。
- 検討会における検討内容も踏まえ、今般、第4期がん対策推進基本計画において、がん検診の現状・課題、取り組むべき施策がまとめられた。
- 「中間整理」において提示された課題に対する対応状況と、今後対応すべき課題について整理した。
 - 指針の見直しの方向性について
 - 2021年度以降のがん検診の実施について
 - 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について
 - 職域におけるがん検診について

1. 指針の見直しの方向性について



「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ がん検診の利益（メリット）・不利益（デメリット）について

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、市町村や検診実施機関の保健・医療関係者等に対して、がん検診の利益・不利益に関する理解が深まるような取組を進めつつ、市町村及び検診実施機関が、がん検診を実施する際に、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うことの重要性について、周知すべきである。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、<u>伝え方に留意が必要であること</u>についても、併せて周知する必要がある。</p>	<p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日）</p>	<p>指針改正済 （令和3年10月1日策定）</p>	<p>—</p>
<p>国は、市町村や検診実施機関の保健・医療関係者等に対して、がん検診の利益・不利益に関する理解が深まるような資料を整備する必要がある。また、国は、対象者に対するがん検診の利益・不利益に関する説明を市町村等が円滑に行えるよう、<u>これまでの資料の見直し等</u>について検討すべきである。また、これらの資料については、職域におけるがん検診においても活用出来るような工夫を検討する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>資材開発 （厚生労働科学研究費補助金「がん検診における‘Shared Decision Making’推進と利益不利益バランスに基づく受診意思決定支援ツール開発のための研究」（令和2～4年度、研究代表者：濱島 ちさと）</p>	<p>開発した資材の普及方法について検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ がん検診の種類・検査方法について（その1）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
指針に定めるがん検診の種類・検査方法の選定基準は、実施される検査方法が、ガイドラインにおいて、死亡率減少効果を認め、かつ不利益も比較的小さいと考えられる推奨グレードA又はBとして示されているものを基本とすることが適切である。なお、 <u>がん種ごとの有効性評価に関する科学的根拠については、ガイドラインを基本としつつ、検討会で包括的に議論を行っていくことが望ましい。</u>	乳がん検診における超音波検査導入について、第32回検討会において議論（令和3年3月17日）	乳がん検診における超音波検査導入について議論	引き続き、必要に応じて、指針の見直しを含めた検討を実施
国は、ガイドラインの更新を加速化させるために、ガイドライン更新の中核を担う国立がん研究センターが大学等の関係機関と共同して取り組む等、 <u>ガイドラインの更新に係る作業体制を含めた適切な見直しについても促していくべきである。</u>	子宮頸がん検診ガイドライン更新について、第32回検討会において報告（令和3年3月17日）	子宮頸がん検診ガイドライン更新（令和2年3月31日）	引き続き、必要に応じて、ガイドライン更新を含めた検討を実施
国は、市町村が自らの地域で実施する検診を検討する際に、科学的根拠に基づいたがん検診を行うことができるよう、 <u>指針に定められていない検査方法についても、それぞれの検査についての推奨グレードに関する情報を市町村に提供していくべきである。</u> なお、当該推奨グレードは、今後ガイドラインにおいて必要に応じて見直されるものである。	子宮頸がん検診ガイドラインにおけるHPV検査単独法・HPV検査+細胞診併用法検査の推奨グレードについて、第35回検討会において報告（令和4年5月25日）	子宮頸がん検診ガイドライン更新（令和2年3月31日）	必要に応じて、推奨グレードの見直しを含めた検討を実施

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ がん検診の種類・検査方法について（その2）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、ガイドラインが定められていないがん種についても、必要に応じて科学的根拠の収集に取り組むとともに、その他の科学的根拠の収集が必要な課題についても、引き続き厚生労働科学研究等に対応していくことが必要である。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「がん検診の有効性に関するエビデンスレビューに関する研究」実施（令和2年度、研究代表者：中山 富雄）</p>	<p>引き続き、必要に応じてガイドライン以外の科学的根拠の収集を実施</p>
<p>これらの取組を踏まえつつ、市町村は科学的根拠に基づいたがん検診の適切な実施に努め、都道府県は、管下市町村のがん検診の実施状況を踏まえ、市町村に対して必要な指導・助言等を行うよう努めるべきである。</p>	<p>都道府県チェックリストの改定について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日） 今後のがん検診の受診率向上に資する方策について、第34回検討会において議論 がん検診事業評価報告書の更新について第37回検討会において議論（令和5年1月30日）</p>	<p>都道府県用チェックリスト改定（令和4年3月）</p>	<p>—</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ がん検診の対象者について（その1）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、指針に定めるがん検診の対象者について、引き続き、最新の科学的根拠や、がんの罹患率・死亡率の変化等に基づく検討会での議論を踏まえ、必要な見直しを行うべきである。</p>	—	—	必要に応じて、指針の見直しを含めた検討を実施
<p>また、がん検診としての実施効果を高めていく観点から、これまで国の予算事業により行われていた取組等を踏まえ、検討会としてがん検診の受診を特に推奨すべきと考える者について提示する。</p>	<p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日）</p>	<p>指針改正済（令和3年10月1日策定）</p>	<p>引き続き、必要に応じて指針の見直しを含めた検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ がん検診の対象者について（その2）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>なお、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、受診が可能であることには十分留意する必要があることや、特に高齢者については、かかりつけ医が関与する等、必要な保健・福祉サービスを総合的に考慮しながら、がん検診の必要性・優先順位について検討する必要がある旨を周知することも重要である。</p>	<p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正について、第33回検討会において報告（令和3年8月5日）</p>	<p>指針改正済（令和3年10月1日策定）</p>	<p>—</p>
<p>国は、科学的根拠に基づくがん検診を推進していく観点から、今後ガイドラインにおいて、対象者の年齢区分に応じた推奨度を評価できるよう、我が国におけるがん検診の不利益のデータ等に関する科学的根拠を整理するために必要な取組を進めるべきである。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>必要に応じて、年齢区分に応じた推奨度の評価に関する科学的根拠を整理するために必要な取組を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ 対象者のリスクに応じたがん検診のあり方について（その1）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、がん検診における「リスク」という用語の概念整理に加え、リスクに応じたがん検診を実施することが、受診行動の変化を含め、対象者や受診間隔の適正化等による利益や、偽陰性の増加等の不利益を生むか等について、科学的根拠の集積を行っていく必要がある。</p>	—	<p>厚生労働科学研究費補助金「がん検診の有効性に関するエビデンスレビューに関する研究」実施（令和2年度、研究代表者：中山 富雄）</p>	<p>引き続き、必要に応じてリスク層別化の利益不利益に関する検討を実施</p>
<p>また、対象者のリスクに応じたがん検診を実施する場合、国は、市町村において当該検診が適切な精度管理のもとに実施・運用可能な環境であることに関する検討も必要がある。</p>	<p>子宮頸がん検診におけるHPV検査導入について、第35回検討会において議論（令和4年5月25日）</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「我が国の子宮頸がん検診におけるHPV検査導入の問題点と具体的な運用方法の検討」実施（令和1～3年度、研究代表者：青木 大輔）</p>	<p>引き続き、リスク層別化検診の運用可能な環境整備について検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 1 指針の見直しの方向性について

■ 対象者のリスクに応じたがん検診のあり方について（その2）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、層別化すべきリスク因子の科学的根拠について、現在実施されている研究を含め、引き続き収集に努めていく必要がある。また、層別化すべきリスク因子の判断基準を確立していくことが必要であり、例えば、当該因子に基づくリスクの差を、年齢区分ごとのリスクの違いと比較することや、リスク層別化を行った場合における、各層ごとの効果の大きさの違いについて検討していくことが必要と考えられる。</p>	<p>子宮頸がん検診におけるHPV検査導入について、第35回検討会において議論（令和4年5月25日）</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「我が国の子宮頸がん検診におけるHPV検査導入の問題点と具体的な運用方法の検討」実施（令和1～3年度、研究代表者：青木大輔）</p>	<p>引き続き、層別化すべきリスク因子の判断基準について検討を実施</p>

2. 2021年度以降のがん検診の実施について



「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 2 2021年度以降のがん検診の実施について

■ 対象者等について（その1）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>指針に定めるがん検診の対象者の年齢を適切に見直していくため、ガイドラインの更新の加速化に向けた働きかけを行う等、国は、<u>科学的根拠の整理を進め、議論に必要な情報の整理に努めるべきである。</u></p>	<p>子宮頸がん検診ガイドライン更新について、第32回検討会において報告（令和3年3月17日）</p>	<p>子宮頸がん検診ガイドライン更新（令和2年3月31日）</p>	<p>引き続き、必要に応じて、ガイドライン更新を含めた検討を実施</p>
<p>胃がん検診のうち胃部エックス線検査については、現行の指針において「当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。」「当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない。」と定められているが、国は、今後「<u>当分の間</u>」の取扱いについて検討していくべきである</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>「当分の間」の取扱いに関する検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 2 2021年度以降のがん検診の実施について

■ 対象者等について（その2）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>がん検診としての実施効果を高めていく観点から、これまで国の予算事業で行われていた取組等を踏まえ、検討会としてがん検診の受診を特に推奨すべきと考える者として、以下のとおり提示する。なお、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者についても、受診が可能であることには十分留意する必要がある。</p>	<p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日）</p>	<p>指針改正済（令和3年10月1日策定）</p>	<p>引き続き、必要に応じて指針の見直しを含めた検討を実施</p>
<p>なお、がん検診の受診を特に推奨する者についても、より精緻な情報となるよう、我が国のデータに基づく科学的根拠の整理や、実際の受診状況等の結果を踏まえ、必要な見直しを行っていくことが求められる。</p>	<p>「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日）</p>	<p>指針改正済（令和3年10月1日策定）</p>	<p>引き続き、必要に応じて受診を特に推奨する者の見直しについて検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 2 2021年度以降のがん検診の実施について

■ 精度管理について

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>市町村及び検診実施機関は、実施すべき精度管理上の取組として以下の取組を進めることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、<u>検診実施機関にがん検診事業を委託する際には、仕様書に記載されている内容の確認に努めること。</u> ・市町村は、<u>仕様書に記載されている内容に基づいて実際にかん検診が実施されたかどうか、委託終了後の確認に努めること。</u> 	<p>がん検診事業の評価について、第37回検討会において議論 (令和5年1月30日) がん検診事業のあり方について(案)について、第37回検討会において提示(令和5年1月30日)</p>	<p>検診実施機関用 チェックリスト改定(令和3年3月、令和5年3月)</p>	<p>引き続き、市町村及び検診実施機関の精度管理上の取組を推進</p>
<p>国は、今後、都道府県が担うべき役割の整理についても検討を行う必要がある。例えば、市町村が実施するがん検診について、<u>検診実施機関毎のプロセス指標算出や評価等に関する技術的助言に努める等、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会及びがんに関する部会の役割を明確化すること等</u>が考えられる。</p>	<p>都道府県で実施した好事例について、第34回検討会において共有(令和4年2月4日)</p>	<p>都道府県で実施した好事例の横展開</p>	<p>—</p>
<p>市町村等ががん検診の事業評価を行うための参考となるべくして作成された「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年3月、がん検診事業の評価に関する委員会報告書)については、作成から10年以上が経過していることから、国は、<u>がん検診の精度管理のあり方について必要な見直しを検討するべきである。</u></p>	<p>がん検診事業の評価について、第37回検討会において議論 (令和5年1月30日) がん検診事業のあり方について(案)について、第37回検討会において提示(令和5年1月30日)</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「がん検診の精度管理における指標の確立に関する研究」実施(令和3～5年度、研究代表者：高橋宏和)</p>	<p>「がん検診事業のあり方について」を发出</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 2 2021年度以降のがん検診の実施について

■ 受診率向上のための取組について（その1）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
がん検診の実施効果を高めていくため、国は、 <u>がん検診の受診を特に推奨する者への必要な取組を進めるべきである。</u>	子宮頸がん検診のクーポン券配布について、第33回検討会において議論（令和3年8月5日） クーポン券利用率向上について、第34回検討会において議論（令和4年2月4日）	がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（令和2～4年度）	新たに、令和5年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施
市町村は、受診率向上のため、科学的根拠に基づいた受診率向上施策とされる <u>個別受診勧奨（コール）・再勧奨（リコール）等の勧奨を着実に取り組むべきである。</u>	がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業について、第35回検討会において紹介（令和4年5月25日）	がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（令和2～4年度）	新たに、令和5年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 2 2021年度以降のがん検診の実施について

■ 受診率向上のための取組について（その2）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>国は、受診率向上のため、個人の受診状況等に関するデータの効果的な利用など、検診無関心層等の未受診者に対するより効果的なアプローチ方法や、勤務時間中にがん検診を受けられる体制づくり等について検討を行うべきである。</p>	<p>PHRの状況について、第32回検討会において議論（令和3年3月17日）</p>	<p>がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（令和2～4年度）</p>	<p>引き続き、必要に応じて検診無関心層等の未受診者に対するアプローチ方法等について検討を実施</p>
<p>国は、女性のがん検診受診率の向上のために、世代ごとに適したアプローチやアピールの工夫の検討や、女性にとってがん検診を受けにくいと感じる様々なバリアやハードルを減らしていくための効果的な方策や環境整備について、検討を行うべきである。</p>	<p>がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業について、第35回検討会において紹介（令和4年5月25日）</p>	<p>がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（令和2～4年度）</p>	<p>新たに、令和5年度がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施</p>

3. 新たな検査項目の指針への導入を検討するに 当たっての基本的な考え方について

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 3 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

■ 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について（総論）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
今後は、今般整理した基本的な考え方を踏まえ、科学的根拠の収集や、医療資源の充足状況、費用対効果等について、具体的にどのような形で対応していくか検討する必要がある。	—	厚生労働科学研究費補助金「がん検診の費用対効果の検証に関する研究」実施（令和2～4年度、研究代表者：福田 敬）	研究の成果を報告

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 3 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

- 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について（各論・疫学）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
新たな検査項目の指針への導入を検討する際に疫学的な背景から求める要件は、「 <u>当該がん種が死亡の重大な原因であること</u> 」が重要であり、これに加えて「 <u>当該がん種に罹患する人が多いこと</u> 」も考慮することとする。	—	—	必要に応じて、疫学的背景を考慮した指針導入の検討を実施

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 3 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

- 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について（各論・検査方法）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>死亡率減少効果が明らかな検査方法が既に存在するがん種に関しては、新たな検査方法及びそのがん種に係る死亡率減少効果の代替指標のあり方について、諸外国の動向も踏まえ、検討を行うことが適切である。</p>	<p>子宮頸・大腸・乳がん検診における死亡率の代替指標について、第37回検討会において報告（令和5年1月30日）</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「がん検診の有効性評価に関する死亡率減少につながる頑健性の高い代替指標に関する研究」実施（令和2～3年度、研究代表者：中山 富雄）</p>	<p>乳がん検診における死亡率の代替指標について検討を実施</p>
<p>現在、死亡率減少効果が明らかな検査方法が存在しないがん種に関してはがん検診の検査方法について、死亡率減少効果に関する国内外の科学的根拠を踏まえて慎重な検討を行うことが適切である。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「がん検診の有効性に関するエビデンスレビューに関する研究」実施（令和2年度、研究代表者：中山 富雄）</p>	<p>引き続き、必要に応じてガイドライン以外の科学的根拠の収集を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 3 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

- 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について（各論・運用方法）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>市町村が指針に定めた新たな検査を適切に運用できるよう、国は新たな検査項目の指針への導入を検討する際に、運用方法等に関して以下の条件を考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の対象となる集団や受診間隔、がんの診断に至るまでのフローチャート等が明確化されていること。 ・要精密検査と判定された場合の運用方法が、単純かつ明確化されていること。また、精密検査及びそのがんの治療について、安全な方法が確立されていること。 ・検査の精度管理について、手法が明らかにされていることや、必要な実施体制が確保可能なものであること。 	<p>子宮頸がん検診におけるHPV検査導入について、第35回検討会において議論（令和4年5月25日）</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「我が国の子宮頸がん検診におけるHPV検査導入の問題点と具体的な運用方法の検討」実施（令和1～3年度、研究代表者：青木大輔） 厚生労働科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構「乳がん検診における超音波検査の有効性を検証するための比較試験」実施（平成19年度～、研究代表者：大内 憲明）</p>	<p>引き続き、運用方法に関して検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

① - 3 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について

■ 新たな検査項目の指針への導入を検討するに当たっての基本的な考え方について（その他）

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
国は、国民の理解を得られるプログラムとするため、費用対効果等に関する分析・評価に関する取組を進めるべきである。	—	厚生労働科学研究費補助金「がん検診の費用対効果の検証に関する研究」実施（令和2～4年度、研究代表者：福田 敬）	研究成果を報告
国は、新たな検査項目やがん検診の種類を指針に導入した場合、その有効性・安全性等についての分析・評価を進めるとともに、効果が明らかでない場合は、指針としての推奨の中止を検討するべきである。	—	—	必要に応じて、指針導入後の検討を実施

4. 職域におけるがん検診について



「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

② 職域におけるがん検診について

■ マニュアルの普及・活用について

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
国は、 <u>マニュアルの普及状況や活用にあたっての課題等の把握</u> を行いつつ引き続き、 <u>マニュアルの普及に取り組むべき</u> である。	職域におけるがん検診の実態調査について、第34回検討会において報告（令和4年2月4日）	職域におけるがん検診の実態調査（令和2年度実施） 保険者へのヒアリング（令和4～5年）	引き続き、職域マニュアルの普及について必要な検討を実施

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

② 職域におけるがん検診について

■ 検診状況の把握等について

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>職域における検診受診状況の把握や、精度管理、精検受診率の向上に関する取組については、引き続き、厚生労働科学研究の結果等を踏まえて対策を検討していく必要がある。また、将来的には、統一化されたデータ・フォーマットの作成や、データの集約について検討していくことも視野に入れる必要がある。</p>	<p>職域におけるがん検診の実態調査について、第34回検討会において報告（令和4年2月4日）</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金「職域がん検診における精度管理指標の測定・基準値設定と新指標測定法の開発・実用化に関する研究」（令和1～3年度、研究代表者：祖父江友孝） 「職域におけるレセプトを用いたがん検診精度管理指標の計測システムの開発と実装に関する研究」（令和4～6年度、研究代表者：祖父江友孝）</p>	<p>引き続き、データ収集、集約方法について必要な検討を実施</p>

「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理

② 職域におけるがん検診について

■ 保険者や事業主等との連携について

中間整理の記載事項	検討会における議論	これまでに実施した事項	今後の予定
<p>職域におけるがん検診のあり方については、今後の指針の改訂内容や、研究等の成果を踏まえつつ、保険者や事業主、健診団体等、幅広く職域の関係者を交えた検討を行っていくことが必要と考えられる。</p>	<p>職域におけるがん検診の実態調査について、第34回検討会において報告（令和4年2月4日）</p>	<p>職域におけるがん検診の実態調査（令和2年度実施） 保険者へのヒアリング（令和4～5年） 厚生労働科学研究費補助金「職域がん検診における精度管理指標の測定・基準値設定と新指標測定法の開発・実用化に関する研究」（令和1～3年度、研究代表者：祖父江 友孝） 「職域におけるレセプトを用いたがん検診精度管理指標の計測システムの開発と実装に関する研究」（令和4～6年度、研究代表者：祖父江 友孝）</p>	<p>引き続き、職域におけるがん検診のあり方について必要な検討を実施</p>

5. 第4期がん対策推進基本計画における 取り組むべき施策について



① 受診率向上対策について

第4期がん対策推進基本計画

第2 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(2) がんの2次予防

① 受診率向上対策について

- 国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する。
- 国は、受診率向上に向けて、これまでの取組から得られた知見を踏まえつつ、より科学的かつ効率的な受診勧奨策を、関係学会や企業等の協力を得て、都道府県及び市町村と連携して推進する。また、全ての国民ががん検診を受診しやすい体制の整備に向け、保険者への財政上のインセンティブを活用したがん検診の推進、がん検診と特定健診の同時実施の推進、事業主健診時における市町村等で実施するがん検診の受診勧奨の推進、女性・障害者・非正規雇用者等が受診しやすい環境整備など、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上に努める。
- 市町村及び検診実施機関においては、受診者に分かりやすくがん検診を説明するなど、受診者が、がん検診の意義及び必要性を適切に理解できるよう努める。また、国は、指針に基づくがん検診の意義及び必要性について、国民が正しく理解できるよう普及啓発を行う。
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時等にごがん検診の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状況に応じて速やかに提供体制及び受診行動を回復させることができるよう、平時における準備等の対応について検討する。
- 国は、実施主体によらずがん検診を一体的に進めることができるよう、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、その法的な位置付けも含め、がん検診全体の制度設計について検討する。

第4期がん対策推進基本計画 取り組むべき施策

② がん検診の精度管理等について

第4期がん対策推進基本計画

第2 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(2) がんの2次予防

② がん検診の精度管理等について

- 国は、レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理について、技術的支援等を行う。
- 精密検査受診率について、都道府県やがん種による差が大きくなっていることから、国は、市町村における適切な精度管理の実施のため、精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行う仕組みについて検討するとともに、都道府県による指導・助言等の取組を推進する。市町村は、都道府県による指導・助言等を踏まえ、引き続き、指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組む。
- 国は、職域におけるがん検診の実態把握に係る方法を検討した上で、職域におけるがん検診の精度管理を推進するための取組について、保険者に対する技術的支援や、産業保健総合支援センターを通じた事業場の産業保健スタッフに対する周知等を含め検討する。
- 国及び都道府県は、精密検査受診率向上のため、要精密検査とされた受診者に対する「精密検査を受けられる医療機関リスト」の提供等、職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報提供を推進する。

第4期がん対策推進基本計画 取り組むべき施策

③ 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

第4期がん対策推進基本計画

第2 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(2) がんの2次予防

③ 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

- 国は、我が国におけるがん検診の進捗及び課題を整理するため、諸外国における取組との経年的な比較調査を実施する仕組みについて検討する。
- 国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する。
- 国は、指針に基づかないがん検診に係る効果検証の方法について検討するとともに、指針に基づかないがん検診の効果検証を希望する関係学会や企業等と、地方公共団体のマッチングを促進する仕組みについて検討する。
- 国は、我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討する。